

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 6 年 1 月 31 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に関する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府府営住宅家賃等に係るコンビニエンスストア収納事務委託 一式

(2) 業務の仕様等

別添「京都府府営住宅家賃等に係るコンビニエンスストア収納事務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

履行準備期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

履行（収納）期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで

ただし、収納事務委託の対象は、令和 6 年 4 月分から令和 9 年 3 月分までとする。

(4) 業務を行う場所

別添「京都府府営住宅家賃等に係るコンビニエンスストア収納事務委託契約書」、「京都府府営住宅家賃等に係るコンビニエンスストア収納事務委託手数料等に関する契約書」（以下「契約書等」という。）及び仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府建設交通部住宅課（第 2 号館 5 階）

電話番号 （075）414-5367

(2) 仕様書の入手方法

ア 原則として、5（1）に記載の資格審査申請書の提出期間に、京都府住宅課のホームページからダウンロードすること。

イ やむを得ず直接交付を受ける場合は、2（1）の場所に問い合わせの上、5（1）に記載の資格審査申請書の提出期間に交付を受けること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

- イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 契約書等に規定する個人情報の取扱に係る事項を遵守することができると思えられない者
 - オ 仕様書に記載の業務を確実に履行できると認められる能力を有しない者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - （ア） 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - （イ） 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - （ウ） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - （エ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （オ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （カ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （キ） 暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
 - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ケ 業務確認書を提出しない者
- (2) 国又は地方公共団体における当該業務と同種の業務を1年以上受託した実績を有する者で、京都府が発注する同業務を確実に履行できると認められる者
- (3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止されていない者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書及び業務確認書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和6年1月31日（水曜日）から令和6年2月9日（金曜日）まで

(2) 申請書の入手方法

ア 原則として、5（1）の期間に、京都府住宅課のホームページからダウンロードすること。

イ やむを得ず直接交付を受ける場合は、2（1）の場所に問い合わせの上、5（1）の期間中に交付を受けること。

(3) 提出場所

2 (1) に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(5) 業務確認書

別紙「業務確認書の作成について」に基づき作成の上、提出すること。

(6) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記簿謄本及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書

イ 府税納税証明書（第2号様式）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書（第3号様式）

オ 営業実績調書（第4号様式）

カ 法人にあつては直前の2営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し（税務署の受理印押印済みのもの）又は納税証明書

キ 4 (1) カに該当しないことを誓約する書類（第5号様式）

ク 取引使用印鑑届（第6号様式）

ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第7号の1様式、第7号の2様式）及び受任者の身分証明書等（職と氏名が確認できるもの）

(7) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(8) その他

申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府府営住宅家賃等に係るコンビニエンスストア収納事務委託の一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）により、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。

9 変更届

申請書を提出した者（6の名簿へ登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（以下「申請書記載事項変更届」という。）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合には、それぞれに掲げる者（4の資格を満たす者に限る。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格継承審査結果通知書により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その者についてその資格を取り消し、2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和6年2月22日(木曜日) 10時
- イ 場所 京都府庁別館 第2会議室(予定)

(2) 入札方法

- ア 入札書を別紙様式により作成し、持参又は郵送するものとする。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしなければならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「京都府府営住宅家賃等に係るコンビニエンスストア収納事務委託に係る入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。
- なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ケ 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- コ 入札者が連合又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(3) 郵送による入札書の提出方法

- ア 受領期限 令和6年2月21日(水曜日)午後5時まで(必着)
- イ 提出先 2(1)に同じ
- ウ その他
- ① 郵便の種類は、書留郵便とする。
 - ② 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「京都府府営住宅家賃等に係るコンビニエンスストア収納事務委託に係る入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、入札執行者あての親展とする。
 - ③ 再度入札における入札書は、入札書とともに提出するものとし、入札書とは別の封筒に入れ、「京都府府営住宅家賃等に係るコンビニエンスストア収納事務委託

に係る再入札書在中」と朱書きするとともに、③と同様に封印等の処理をするものとする。なお、郵送の場合において再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

- ④ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで(12の(1)イの場所に提出するまでをいう。)は、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出することにより、入札を辞退することができる。

- (5) 入札者は、入札説明書、契約書等並びに仕様書及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に關係のある職員(以下「關係職員」という。)に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、収納1件当たりの単価(有効単位は10分の1円)に予定取扱数量(74,100件)を乗じた額に事務の開始に要する費用を加えた額とする。

なお、単価については、収納事務に要する経費(取りまとめ機能を持つコンビニ本部ごとに1箇月単位に必要な定額料金等)を全て含めるものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 開札

ア 開札は、12(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに關係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(8) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(9) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 6に掲げる者又は7に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等若しくは業務確認書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

- カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札
- コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の入札

(10) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

13 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

14 入札保証金
免除する。

15 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額に100分の5を乗じた額の違約金を徴収する。

16 契約保証金
免除する。

17 契約書の作成の要否
要する。

18 その他

- (1) 1から17までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (3) 仕様書等、契約書等その他返却資料については、入札後速やかに返却すること。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、審査結果通知のほか、印鑑、名刺、身分証明書を持参すること。
- (6) 令和6年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき手数料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。